(二)　陸上移動局の送信装置

周波数（f）	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一三デシベル）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一三デシベル）以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一三デシベル）以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）一三デシベル）以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	一　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一)　送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）三七デシベル）以下の値
	(二)　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 (三)　送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六八デシベル以下の値 二　送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	一　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一)　送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 1.7×f－4341デシベル（2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあっては、1.7×f－4338デシベル） fは、送信装置に使用する電波の周波数（単位は、MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。 (二)　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 (三)　送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六八デシベル以下の値 二　送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値